



お知らせ！令和6年4月1日から

丹波市「プラスチック」の分別が変わります。

燃やすごみに出していた「プラスチック製品」の分別収集・資源化がスタートします。

「プラスチック製品」をこれまでの「プラスチック製容器包装」と同じ袋に入れて出せるようになります。

新しいプラスチックごみの分別方法

令和6年3月31日まで

燃やすごみ

プラスチック製品

(素材100%又は大部分がプラスチックの製品)

(例) ハンガー、コップ、保存容器、ストロー、スプーン、歯ブラシ、くしなど



変更あり

プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装 (マークのあるもの)

(例) 卵パック、食品トレイ、お菓子の袋など



汚れたプラスチックはリサイクルできないので、軽く洗って出してください。

変更なし

令和6年4月1日以降の収集日から


プラスチックごみ

「プラスチックごみ」として、

プラスチック製品 と プラスチック製容器包装 を
一緒の袋に入れて出してください。

収集日と収集袋は、これまでのプラスチック製容器包装と同じで、変更はありません。



ペットボトルは、マークの収集日に出してください。




ペットボトル本体

お願い

◆レジ袋など二重に袋に包まず、ごみ袋の中身がみえるように出してください。

◆ひもやシート状のものは、長さが50センチ未満になるよう切断し束ねて出してください。

※ごみカレンダーの分別マークは、から へ変わります。

「プラスチック製品」とは？

素材100%又は大部分がプラスチックの製品が対象です。

(例) ※プラスチック製に限る
ストロー、スプーン、フォーク、コップ、スポンジ、保存容器、トレイ、食器類、ボウル、弁当箱、製氷皿、計量カップ、三角コーナー、ラップフィルム、バケツ、洗面器、歯ブラシ、くし、クリアファイル、収納ケース、CD/DVD・ケース、カード、スコップ、プランター、ちりとり、バススリッパ、下敷き、ものさし、じょうろ、洗濯ばさみ、ヘアークリップ、おもちゃ(※電気、電池式で動くものは不可) など

「大部分がプラスチック素材」とは、ネジやバネなどがついていない程度を言います。手で簡単に取り除けるものは、100%プラスチック素材となるように取り除いてください。



お願い

以下のものは、混入しないでください！

(1) 火災が発生するおそれのあるもの

(例：ライター、電池、電気で動くおもちゃ、ゲーム機、小型家電製品など)

(2) ケガをする危険性があるもの

(例：カッターナイフ、カミソリ、はさみなどの刃物類)

(3) 感染症などの危険性があるもの

(例：点滴、注射器などの在宅医療器具、抗原検査キットなど)

(4) リサイクル設備に影響を及ぼすもの

① ゴムやシリコンなど複数素材でできた混合製品 (長靴、スリッパなど)

② 厚さ5mm以上の「プラスチック製品」 (例：まな板、アクリル板、擬木など)

③ 1辺の長さが50cm以上の大型の「プラスチック製品」

(例：衣装ケース、買い物かご、洗濯かご、ごみ箱、米びつなど)

※長さが50cmを超えるPPバンド、ロープ等は、50cm未満になるよう切断し、束ねられている状態であれば可。

※雨合羽やレジャーシートは、広げると50cm以上を超えるものであっても、50cm未満になるように切断した状態になっていれば可。



リチウムイオン電池は、絶対に入れないで！

収集運搬、リサイクルの現場で、発火トラブルが増加しています。リチウムイオン電池の中には燃えやすい液体が入っており高い発火リスクがあります！リチウムイオン電池や使用機器は絶対に混入しないでください。

(例)



出典元 (公財) 日本容器包装リサイクル協会上

プラスチックごみは、どのように資源化されるの？

みんなが分別したプラスチックごみは、リサイクル業者に引き渡し、そこで粉碎、洗浄し再生原料 (ペレット) となってプリンターや建築資材など新しい製品に生まれ変わります。



ペレット (合成樹脂)



ダストボックス



プリンター



うちわ



令和6年4月以降のごみ分別・収集については、「丹波市ごみ分別・収集カレンダー(令和6年度版)」をご覧ください。

また、ごみの分別品目などの詳細は【ごみ分別アプリ】をダウンロードしてご覧ください。

右のQRコードから登録できます。

おすすめポイント！

- *ごみカレンダーがすぐに確認できる。
- *分別がわからない時に調べることができる。
- *ごみの出し忘れを防ぐお知らせ機能がある。



Androidの方



iOSの方

この印刷物は不要になれば、「雑がみ」に分別して出してください。

問合せ先：丹波市生活環境部環境課(丹波市クリーンセンター)

〒669-4124 丹波市春日町野上野540番地 TEL：0795-78-9999 FAX：0795-74-0197